

別紙 1 西相制第122号の補正内容

旧				新				
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料				料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料				
月額				月額				
区 分				単位	料金額	備考		
(1)~(3) (略)				(略)	(略)	(略)		
(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端 末 回 線 により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(ア) (略)		1回線ごとに	1,411 円	(略)	
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	以外の場合				A 保守の区別がタイプ1のもの
								B A以外のもの
				電話重畳する場合				(略)
			(イ) 第2群の伝送方式を用いるもの(収容に係る制約条件が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。)	(ア) 当社の局内スプリッタを利用する場合				1回線ごとに
(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	以外の場合	A 保守の区別がタイプ1のもの		1回線ごとに	2,130 円			
		B A以外のもの		1回線ごとに	2,209 円			
電話重畳する場合	1回線ごとに	748 円	(略)					
(5)~(7) (略)				(略)	(略)	(略)		

旧				新				
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料				料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 2 料金額 2-1 端末回線伝送機能 2-1-1 基本額 2-1-1-1 基本料				
月額				月額				
区 分				単位	料金額	備考		
(1)~(3) (略)				(略)	(略)	(略)		
(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端 末 回 線 により伝送を行う機能	ア イ以外のもの	(ア) (略)		1回線ごとに	1,399 円	(略)	
			(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	以外の場合				A 保守の区別がタイプ1のもの
								B A以外のもの
				電話重畳する場合				(略)
			(イ) 第2群の伝送方式を用いるもの(収容に係る制約条件が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。)	(ア) 当社の局内スプリッタを利用する場合				1回線ごとに
(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	以外の場合	A 保守の区別がタイプ1のもの		1回線ごとに	2,111 円			
		B A以外のもの		1回線ごとに	2,190 円			
電話重畳する場合	1回線ごとに	741 円	(略)					
(5)~(7) (略)				(略)	(略)	(略)		